

船保総第1260号

平成28年11月1日

一般社団法人船橋薬剤師会

会長 土居 純一 様

船橋市保健所長 筒井 勝

(公 印 省 略)

中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催等の送付について
医療行政の推進につきましては、平素から格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、別添写しのとおり厚生労働省医政局総務課から通知がありましたので、お知らせいたします。

参加申込につきましては、以下のホームページをご確認ください。

個人情報保護委員会、中小企業向け個人情報保護法の全国説明会
http://www.ppc.go.jp/personal/pr/28_national-briefing_chusho/

(担当)

保健所総務課 医事薬事係

TEL 047-409-3759



事 務 連 絡

平成28年10月27日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催等の送付について

昨年9月に成立した個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の全面施行（来年春頃の予定）後は、現在、個人情報取扱事業者から除外されている「5,000人分以下個人データ取扱い」に係る中小規模の事業者についても等しく個人情報取扱事業者として個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の適用対象となります。そのため、新たに個人情報保護法の適用を受けることとなる中小規模事業者に対する個人情報保護法の周知啓発が強く求められているところです。

そこで、今般、個人情報保護委員会では、全国47都道府県において各1回以上、主に中小規模の事業者の方々を対象に、個人情報保護法の基礎から今次改正の内容までを紹介する説明会を開催する旨のご連絡をいただきました。

つきましては、先日、個人情報保護委員会より報道各社向けに提供された説明文書を別添の通り送付いたしますので、ご確認のうえ、貴管下の医療機関等、特に今次改正により新たに個人情報取扱事業者となる皆様に周知、参加推奨いただけますようお願いいたします。

以上

（問い合わせ先）

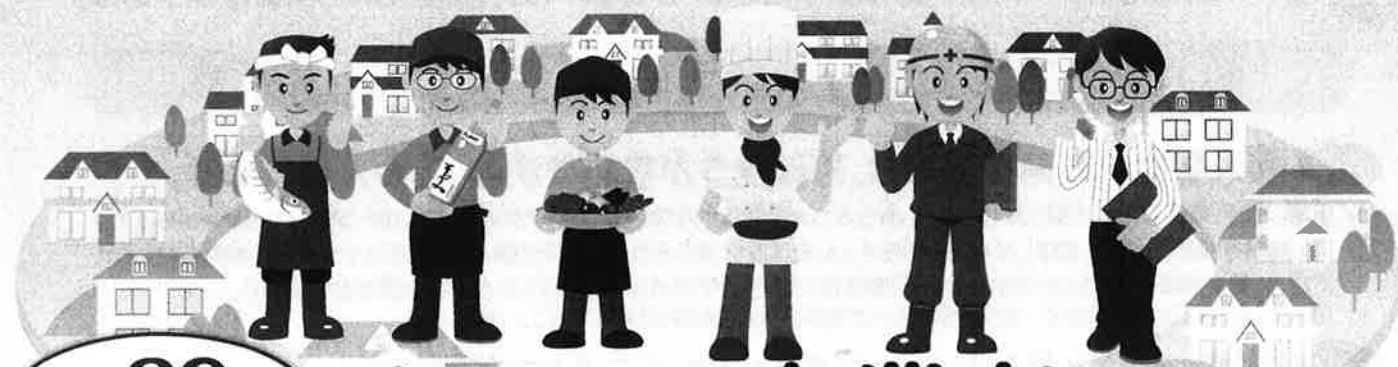
厚生労働省医政局総務課 吉田、家田

TEL：03-5253-1111

FAX：03-3501-2048



中小企業、小規模事業者のみなさまへ



平成29年
※春頃より

すべての事業者に 個人情報保護法が適用されます!

※改正個人情報保護法の施行日は平成29年春頃を予定しています。



自分の会社がお客様や従業員の個人情報を
適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

個人情報保護法の5つの基本チェックリスト

その1 個人情報を取得する時のルール

個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか?

☐

その2 個人情報を利用する時のルール

取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか?

☐

その3 個人情報を保管する時のルール

取得した個人情報を安全に管理していますか?

☒

その4 個人情報を他人に渡す時のルール

取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか? ※委託の場合は除きます。

☒

その5 本人から個人情報の開示を求められた時のルール

「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか?

☒

全部チェックできなくても、
これから対応すれば問題ありませんので、
安心してください



詳しい解説は裏面へ



現在、適用除外とされている小規模事業者(保有する個人情報5000人以下の企業)も、法改正により平成29年春頃からは個人情報保護法の対象となります。

個人情報保護法の5つの基本チェックリストの解説

その1 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります。(例：購入商品の配送のため)
- 個人情報を取得する時は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめHPや店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。
(例：配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか)

その2 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。
(例：商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。)
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えたうえで、本人に伝えましょう。
- また、すでに取得している個人情報を特定した目的以外のことには利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

以下、個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合のルール

(例：パソコンの管理ソフトでまとめる、50音順の名簿を作成する)

その3 取得した個人情報は安全に管理する。

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。
(例：電子ファイルであればパスワードを設定する、ウィルス対策ソフトを入れる。紙媒体であれば施錠できるところに保管する。)
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょう。

その4 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

- 個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - ・法令に基づく場合(例：警察からの照会)
 - ・人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき(例：災害時)
 - ・業務を委託する場合(例：商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す場合)

その5 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

- 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

個人情報保護法は企業の個人情報の取扱いのルールを定めた法律です。

平成27年9月に改正され、平成29年春頃に全面施行を予定しています。

具体的な施行日は決まり次第、個人情報保護委員会のウェブサイト等でお知らせいたします。



個人情報を適切に取り扱って、お客様や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報とは

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。企業が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。(例：従業員Aの氏名、住所、連絡先、家族構成、取得資格等を企業が管理していれば、それらは全て従業員Aの個人情報となります。)

詳細は個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。

個人情報保護委員会

検索

上のルールや個人情報保護法で
わからないことがあれば、こちらにご相談ください。

また、マイナンバーのトラブルは、
マイナンバー苦情あっせん相談窓口にお問合せください。

個人情報保護法質問ダイヤル

「個人情報保護法」の解釈や制度一般に関する疑問にお答えしています。

電話 03-6457-9849

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

マイナンバー苦情あっせん相談窓口

電話 03-6457-9585

受付時間：9:30～17:30(土日祝日及び年末年始を除く)